

すぎなみ

杉並法人会だより

発行所 公益社団法人 杉並法人会

〒166-0004

東京都杉並区阿佐谷南1丁目35番23号

第一横川ビル301

☎ 3312-0912

FAX 5377-2274

E-mail: sugiho@ce.mbn.or.jp

<http://www.33.ocn.ne.jp/~suginamihojinkai/>

杉並納税街頭キャンペーン

平成30年10月28日（日）



目次

税制改正に関する提言……………	2	本部だより……………	16
第35回 法人会全国大会を開催……………	4	部会だより……………	18
納税表彰式……………	7	都税だより……………	23
税についての作文……………	9	警察署だより……………	24
ビジネス交流会・組織拡大推進大会……………	10	消防署だより……………	26
新入会員紹介……………	13	税務署だより……………	28
<事務局より>初級簿記講座を開講……………	15	各種説明会のご案内……………	32

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

第35回 法人会全国大会(鳥取大会)

合 計 1,617名が参加



第35回法人会全国大会・鳥取大会に出席するため、10月11日(木)、空路による鳥取砂丘コナン空港に到着しました。あいにくの雨模様でしたが、大会まで時間があるので、鳥取砂丘・砂の美術館に足を延ばしました。

砂の美術館は世界トップレベルの砂像を、テーマを変え展示する世界初の砂像専門屋内施設です。入館すると素晴らしい技術力で完成された砂の造形美が生み出す異次元世界の迫力に圧倒され、砂像が繰り広げる北欧のドラマにしばし時間を忘れる感動を覚えました。

その後、感動の余韻に浸りながら鳥取大会会場の「とりぎん文化会館」へ。入口では梨やそれらを使ったスイーツ、因幡の白兎をモチーフにした老舗和菓子、地酒などの鳥取の名産品がずらりと並んだ特売コーナーに、たくさんの方々がお土産の品定めをされていました。ロビーでは鳥取県のマスコットキャラクター「トリピー」のぬいぐるみがウェルカムショーをしてお出迎え頂きました。

大会は劇場さながらの重厚感あふれる施設で、満席の中14時から第1部の記念公演がスタート。講師は(株)大山どり代表取締役・島原道範氏「大山どりの奇跡～35才どん底からの挑戦」という演題で熱い講演でした。若い経営者である島原氏の「大山どり」を日本一のブランドにしたサクセスストーリーとその水面下での絶望とかな光、そして信用と信頼を勝ち取ったお話、その原点のすべてが、人財であり、自らが現場に立つ現場第一主義だったとの内容にはとても感銘しました。

第二部の式典では、来賓としてご挨拶した平井鳥取知事はボディランゲージを交え鳥取の魅力を強くアピールし、場内は大爆笑と大きな拍手に包まれました。平井知事の地方創生、地域発展にそそぐ並々ならぬ気概を感じました。その後「税制改正の提言報告」「青年部会による租税教育活動報告」が行われ、最後に大会宣言を掲げ、盛会裏に終了しました。

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、好調な企業業績などを背景に緩やかな拡大基調が続けているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策が各国との経済摩擦に発展しており、わが国にとっても看過できないリスクとなっている。

財政健全化は国家的課題である。消費税率引上げの再延期に伴い、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立

ち帰り、歳出・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成30年10月11日
全国法人会総連合全国大会

<平成31年度 税制改正スローガン>

◎ 財政健全化は国家的課題。

目標の早期達成に向けて全力を！

◎ 少子高齢化の急速な進行は不可避。

社会構造変化に対応した社会保障制度の確率を！

◎ 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！

◎ 中小企業は雇用の担い手。

事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

任せる、 という 選択。

ダイワ ファンドラップ

見つけましょう。あなたにあった国際分散投資



- あなたの大切な資産を、あなたに代わって効率的な分散投資で運用します。
 - 初めて投資をする方、投資に手間をかけられない方などにおすすめです。
- 「ダイワファンドラップ」は、お客さまと大和証券が契約し、資産の運用を専門家にお任せいただくサービスです。

■お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

- 「ダイワファンドラップ」にてお客さまにお支払いいただく費用（ファンドラップ・フィー）は、契約資産の時価評価額に対して最大1.512%（年率・税込）となります。その他に、ダイワファンドラップ専用投資信託および同投資信託の投資対象たる他の投資信託に係る信託報酬の合計が純資産総額に対して概算で0.77%～1.41%（年率・税込）がかかります。さらに、運用状況等に応じこれら投資信託の監査費用等が別途必要となりますが、事前にその料率・上限額等を示すことはできません。詳しくは投資信託説明書（交付目録見書）をご確認ください。
- 「ダイワファンドラップ」は、投資一任契約に基づきダイワファンドラップ専用投資信託に係る受益証券を対象とした投資運用を行う取引です。そのため、運用成績はダイワファンドラップ専用投資信託の投資対象である株式、債券、リート(REIT)、コモディティ(商品先物取引等)、株式先物等派生商品の価格(外貨建資産の場合にはさらに為替)の動向等に起因する、ダイワファンドラップ専用投資信託の基準価額の変動に応じて変化します。したがって、契約資産の額(元本)が保証されるものではなく、これを割込むことがあり、また、運用による損益は、すべて投資者としてのお客さまに帰属します。

大和証券

Daiwa Securities

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

新宿支店

〒160-8401 新宿区新宿3丁目30番11号
(伊勢丹前、ビックロ横)
エリアコンサルタント課(杉並区担当) 犬塚・仲・坂巻
電話 03-3352-5246

ダイワファンドラップの魅力について詳しくは、インターネットで **ダイワファンドラップ 検索**

受章者のみなさま、おめでとうございます

11月6日（火）に平成30年度東京国税局長表彰式がK K Rホテル東京において執り行われました。

■ 東京国税局長表彰受章者 **渡 邊 安 雄 会 長**



11月16日（金）に平成30年度納税表彰式が大宮八幡宮清涼殿において執り行われました。
杉並法人会会員の受章者のみなさまをご紹介します。(敬称略)

■ 杉並税務署長表彰状受章者

松 島 敏 之 常任理事



■ 杉並税務署長感謝状受章者

伊 藤 光 也 副会長

飯 田 勇 一 副会長

中 村 テル子 理 事





「お客様支援センター」商品は“解決力”です

お客様支援センター
西武信用金庫

経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

Jタイプ【無配当重大疾病保障保険】は、重大疾病による
生存リスクから企業を守ります！

ポイント 1

重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による約款所定の
状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から
90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2

万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給
付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加
しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0に
なります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回り
ます。

ポイント 3

約款所定の高度障がい状態または不慮の事故による身体障
がい状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。



※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性
新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資
格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。

◎この資料の記載内容は、平成27年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

新宿支社/東京都新宿区新宿4-3-25 (TOKYU REIT新宿ビル6F) TEL 03-3357-5221

F-26-1011 (平成27年3月25日)

平成30年度 第52回 中学生の『税についての作文』

杉並納税貯蓄組合連合会・杉並税務署共催：中学生の『税についての作文』で栄えある平成30年度【杉並法人会 会長賞】を受賞された 杉並区立高南中学校 三年 中田 菜月さんの作品をご紹介します。

当たり前ではないこと

杉並区立高南中学校 三年 中田 菜月

「杉並区の子供達は恵まれているね。」小学生の頃から、私がしばしば母に言われ続けてきた言葉です。

私は小学二年生の時から、父の仕事の都合で杉並区に住まわせてもらっています。生後二歳位までは他の都道府県に住み、それから小学校一年生までは、東京都の別の区に住んでいました。私の両親も、杉並区に住むのは今回が初めてでした。よって、杉並区にずっと住んでいる方にとっては当たり前のことでも、「何て恵まれているのだろう。住民の方々が納めてくださっている税金のお蔭。」と感じることがたくさんあるそうです。

いくつか例を挙げたいと思います。

第一に、中学三年生までの通院における医療費が無料です。私が二歳まで住んでいた自治体では、予防接種以外の補助は無く、高校生以上の方と同じように支払い義務がありました。母によると、乳幼児を抱えながら、財布を出し入れすることは一苦労だったそうです。また、子供は大人よりも通院する頻度が高めです。この制度どれだけありがたい制度かが分かります。

第二に、教育にもたくさんの税金を割り当ててくださっています。

全国の公立小・中学校には、未だにクーラーの無い教室で授業を受けている学校もあると、テレビ

のニュースで見ました。クーラーも、当たり前ではないことが分かりました。

また、部活動費用の補助にも母は驚いたそうです。私は中学生から吹奏楽部で活動をしています。杉並区立中学校では、楽器は全て学校の楽器を使わせてもらえます。楽器には、様々な演奏用品やお手入れ用品が必要になるのですが、それさえも税金で買っていただけます。母は地方の中学校の吹奏楽部に所属していました。ここでは重量が軽めで十万円位までの楽器は、すべて個人で買わなければならない、演奏用品やお手入れ用品は、全ての部員が個人で購入しなくてはならなかったそうです。また、プロの先生が学校に教えに来てくださることもなかったそうです。杉並区中学校の吹奏楽部は、プロの先生が時々教えに来てくださり、その費用の一部は補助されます。夢の様なことだと言われました。

第三に、公共施設がとても綺麗です。公園や図書館では、職員の方々が頻繁に清掃し、整備されている様子をよく見ます。どちらも快適に利用できます。

何故私達がこのような生活を送れるのでしょうか。それは税金制度があるからです。私の夢は、将来定職に就き、税金を自分で納められる人になることです。今は、税金を納めてくださっている方々に感謝し、勉強に励みたいです。



株式会社 渡辺一建設

代表取締役
社長

渡辺 功一

一級建築士 一級建築施行管理技士

〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-32-4
Tel. 03-3313-3121 Fax. 03-3313-3125
E-mail : kouichi@watanabe-1.co.jp

糖尿病専門内科

乳がん・子宮がん検診

人間ドック

企業健診・採用時健診

杉並区健診

◆日本糖尿病学会認定糖尿病専門医 ◆マンモグラフィ健診画像認定施設



医療法人社団はなぶさ会

しんえい糖クリニック

〒166-0003 杉並区高円寺南 4-6-7 アンフィニビル 3F
TEL : 03-6383-1870

組 織 委 員 会

平成30年度 ビジネス交流会・組織拡大推進大会

新規会員獲得 総目標数 120名



9月19日（水）17時30分より、組織委員会主催による「平成30年度ビジネス交流・組織拡大推進大会」が、中尾組織委員の司会で、新東京会館で開催されました。本年度は112社（うち新会員41社）、160名（うち新会員67名）の会員が参加しました。

第一部の開会に当たり渡邊会長より、「本年度の会員獲得目標は120件であり、今日(9/19)現在の獲得は57件です。年内に100件の獲得をめざし、今期120件を達成すべく【元気！スピード！元気!!】で頑張りましょう」と力強い挨拶がありました。また、組織委員会・深野委員長からも「前期（H29年度）都内48法人会でトップの成績達成をブロックに終わらせることなく、確実な数字にするためにも全員で一つ一つ積み上げ今期目標120を必達しましょう。そのためには各ブロックの力強いフォローが必要です」と参加者へ強い呼びかけがありました。その後ご来賓の白石杉並税務署長、田中杉並区長の祝辞を頂き



ました。続いて計数の説明や表彰式が行われ、協力三社の挨拶がありました。

第二部の懇親会は関根杉並税務署副署長の乾杯の音頭で開宴され、法人会のテーマ曲が披露されたり、会員のフルート独奏もあり、大いなる盛り上がりを見せました。最後に大村組織担当副会長から中締めを頂き、参加者は会員増強の更なる推進と強い連帯感を確認して大会は盛会裏に終了しました。

上記交流大会の開催日程に合わせ、法人会では会報誌別冊として「アクションすぎなみ」を創刊しました。会員情報掲載はもとより、税務関係官庁、杉並区役所・杉並高井戸両警察署・杉並消防署様等にもご寄稿を頂き、杉並区の暮らしやビジネスの便利帳としてもご利用いただける内容となっております。当会会員の飲食店さんの店先や公官庁に配布コーナーが設けられています。また、ご希望がございましたら、お送りしますのでご連絡下さい。



杉並法人会事務局 ☎03-3312-0912
広報委員会担当まで

第10回 納税街頭キャンペーン

10月28日（日）午前10時より、納税への意識を高めてもらうための第10回杉並納税街頭キャンペーンが、青梅街道沿いと阿佐ヶ谷パールセンター商店街で展開されました。当日は少し肌寒い陽気でしたが、天気は快晴とあって、台風で中止となった昨年の天候との違いに主催者側はほっとひと安心しました。

街頭キャンペーンのスタートに先立ち、杉並区役所前で主催者代表の田中杉並区長と、杉並税務懇話会の高原会長の挨拶がありました。その後、当会青年部会と女性部会のメンバーを主軸とし、阿佐ヶ谷パールセンター商店街を通り、青梅街道沿いの杉並警察署前交差点前からJR阿佐ヶ谷駅南口まで行進し、ふれあう人たちに「税を考える週間」向けに作成したグッズを配布しました。到着地点の阿佐ヶ谷駅前では白石杉並税務署長の挨拶の後、杉並区立杉並第一小学校ジュニアバンドの皆さんが素敵な演奏を披露して、キャンペーンの意義づけに一役買ってくれました。



このように子供からお年寄りまで幅広い世代が参加しての街頭でのキャンペーンを通して、パールセンター商店街店主の会員さん、買い物客を含めた区民の皆さんが、納税意識を高めると共に、税金の正しい使われ方や国政や区政への問題意識を持つことによって、納税者一人ひとりの意識が

向上し、暮らしやすい社会づくりにつながれば……と願いながら、私たち法人会の当事者も地域に向けてさらなる納税への協力をアピールしていこうと考えました。

荻窪・杉並法人会合同 特別講演会

10月4日（木）午後3時より、杉並公会堂で伊藤忠商事(株)特別理事であり、（公財）全国法人会総連合会長の小林栄三氏を講師に招き、当会と荻窪法人会共催の合同特別講演会が開催されました。当日はあいにくの雨模様でしたが、全法連の役員の方や荻窪・杉並両税務署長はじめ、会場は満席となるほど多くの方々が出席されました。

はじめに荻窪法人会・小竹会長の挨拶の後、「グローバル時代の対応と企業経営」をテーマに、スライドを用いて小林会長による約90分の公演がありました。その中で小林講師は世界経済の今後、日本の現状の課題、ビジネスの原点などに触れながら、伊藤忠商事ならではのエピソードまで語り、会社経営の極意を披露しました。講演後、参加者の方からの質問にも気さくに答えてくれました。その後、当会の渡邊会長の閉会の辞で終了となりました。

日本を代表する大企業の経営者から「どうすれば企業経営は成功するのか？」そのヒントを頂い



富士産業(株)

秦 正 男

E-Mail : fujisan3@syd.odn.ne.jp

静電植毛資材の販売／集塵機のメンテナンス

アリエル株式会社

～ 企業研修・講演 ～ お任せください！

☆元CA講師陣が、すぐに使える「実践的な研修」を実施

☆お客様のニーズに合った 最適な研修をご提案

ビジネスマナー、クレーム対応、プレゼンテーション研修など

☎ 03-3316-0538 ✉ ariel@allure-h.jp

た気がしました。よき経営者として、よき納税者として自己研鑽に励んでいこうと参加者の多くが感じた90分でした。

東法連第4ブロック合同会議を開催

11月1日(木)18時より、「ウェストフィフティースード日本閣」で東法連・第4ブロック合同会議が開催されました。8単位会(板橋・豊島・練馬東・練馬西・荻窪・中野・新宿・杉並)から28名が出席し、来賓として東法連田中専務理事、提箸事業第一課長の出席を頂きました。当会からは渡邊会長、伊藤副会長、笠井専務理事が出席しました。会議では担当法人会の中野法人会・宮島会長の挨拶、小竹東法連副会長の挨拶、東法連・田中専務理事からの挨拶がありました。

第一部では①法人アンケートシステムの進捗②特別講演会の講師選び等③厚労省・助成金活用の

現況について各単位会から発表が行われ、それに関する質疑応答があり、参加者はテーマを掘り下げ、情報交換を密にすることが出来ました。第二部懇親会では来年担当法人会高橋練馬西法人会長の乾杯の音頭で開宴し、各単位会の運営上の工夫や悩みなど多くの情報交換が出来ました。最後に中野法人会横山副会長の閉会の挨拶をもって、盛会裏に終了しました。



《おかげさまで創業67年》

新築からリフォームまで



株式会社 ナベケン

代表取締役 渡邊 安雄

本社 〒166-0014 東京都杉並区松ノ木 3-14-11
TEL 03 (3313) 8221
FAX 03 (3313) 6621
E-mail : igetayasu-w@mtg.biglobe.ne.jp

建築式典会場企画運営・レンタル

F 株式会社 装飾フジシマ

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南3-27-9
TEL 03-3311-6540 FAX 03-3312-6781
E-mail : fujisima@mh.point.ne.jp



Sense of Green

箱根植木株式会社

緑地空間の設計・施工・管理・運営を通じて
快適空間の創出をお手伝いしています。

代表取締役 社長 和田 新也

〒168-0074 杉並区上高井戸 3-5-15
TEL 03-3303-2211 FAX 03-3303-2273
<http://www.hakone-ueki.com>



AIG 損保 法人会のビジネスガード Business Guard Series

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災(業務災害総合保険)	火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+財物損害補償特約+地震・火災保険補償特約)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル(業務災害総合保険+メディカル特約)	個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)
初障のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト(総合事業者保険)	役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)	放食料品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	CPI(生産物品質保険・CPI限定型)
企業向け第三者賠償責任保険	STARS(事業総合賠償責任保険)	海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk

AIG損害保険株式会社

URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

〒163-0814
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL. 03-6894-9110 FAX. 03-6894-9922
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)

いきいき未来の住環境

KOHXAI

毎日の暮らしをいきいきと 未来につなげる住環境の創造

建築物のどこにどのような材料が必要か、工期にあわせて的確に品物をお届けします。
その過程には、より良いものを提供・提案できるプランニング能力、しっかりした納期管理が重要。営業担当者がお客様との間で適切なコミュニケーションを築き、業務・管理担当がそれを受発注、事務処理、そして確実に配送する。
社内のチームワークが力を発揮します。

www.kohxai.com

コーザイ株式会社

本社 〒166-0015 東京都杉並区成田東5-35-10 TEL.03-3393-2160 FAX.03-3393-3063
杉並営業所 TEL.03-3393-2161 立川営業所 TEL.042-536-0772 埼玉営業所 TEL.04-2954-2345
水彩プラザ ☎ 0120-17-5031 小金井営業所 TEL.042-383-5531 所沢営業所 TEL.04-2945-0810



株式会社 オータカ

取締役社長 大高一義

〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内3丁目37番5号
TEL 03(3315)7151 (代) FAX 03(3315)7155

<http://www.ohtaka.co.jp>



みずほ銀行 阿佐ヶ谷支店

〒166-0004
東京都杉並区阿佐谷南3-1-36
TEL 03-3392-4371

新入会員紹介

新しい仲間が増えました。

法人・団体・個人事業主名	代表者氏名	住 所	業 種	電 話	ブロック
十川会計事務所	十川 稔	阿佐谷南1-17-17 朝倉ビル305	税理士	3313-6536	
きもの処ひらた	平田 光子	阿佐谷南1-33-19	着付教室	5913-8137	
(一社)美輝すこやか協会	北谷 隆泰	阿佐谷南1-42-14 スノーロワイヤル阿佐ヶ谷306	イベント運営企画	5377-7181	1
ゆうぎ園薬局	大野 純子	阿佐谷南3-34-18	調剤薬局	6383-5945	
大高社会保険労務士事務所	大高 絹代	阿佐谷南3-37-14 第2北原ビル6F 平野弘道税理士事務所内	社会保険労務士	6821-5277	
川邊憲一税理士事務所	川邊 憲一	高円寺南4-45-4 高円寺南サマリヤマンション904	税理士	5929-7918	2
(株)アイ	向井 善男	高円寺北2-2-1 巳善ビル1F	内装仕上げ	3338-0006	
ズーム防災(株)	児島 高文	高円寺南2-37-20 小林ビル3F	消防設備保守	5305-5735	3
小池歯科医院	小池 淳美	梅里2-9-11 小池ビル2F	歯科医院	3317-7900	
毛塚板金	毛塚 義和	永福2-21-18	建築・板金	3328-5323	
森下基樹税理士事務所	森下 基樹	永福3-15-13 春ハイム302	税理士	6265-7650	
(有)千歳堂本舗	寺島 隆治	永福4-4-1	不動産	3327-0123	
(株)CUD	関 裕佑	浜田山4-30-6 パルハイツ202	建築塗装	6304-9431	
シダックス大新東ヒューマンサービス(株) 杉並営業所	岡 正樹	高井戸東3-7-5	サービス	3331-7841	4
(株)代田ファクトリー	熊谷 敏明	上高井戸1-24-20 霜山第2ビル2F	写真	5357-8088	
アメリカン・エクスプレス・ インターナショナルINC	関本 薫	荻窪4-30-16	保険	3220-6100	
鮎 三河屋	花井 伸次	和泉3-5-2	飲食	3321-1684	5
つり舟割烹三河屋	花井 正信	和泉3-13-22	飲食	3324-7357	
奥田税理士事務所	奥田よし子	和田1-43-3 メネ21 203	税理士	3383-1202	
K-Tax office	西嶋 君枝	和田3-59-10 エレガンス東高円寺104	税理士	6321-8557	6
(株)キド建設	木藤 哲郎	久我山4-3-3	建設	6356-6057	
(有)市川実業	田原 真樹	下井草1-29-11	解体工事	5303-9560	
(一財)全日本労働福祉協会	柳澤 信夫	大田区大森北1-18-18 サトウ食品東京ビル3F	健康診断	5767-1714	管
(株)インシュアランス・ トータル・サービス	市川 祐史	新宿区西新宿8-5-3 アクセス西新宿6F	保険代理店	5338-5235	轄
上野綜合法律事務所	上野伊知郎	新宿区四谷1-18 高山ビル6F	弁護士	3355-0251	外
小池ビル	嶋崎 善明	練馬区高野台5-21-9	不動産管理	3904-0345	
(有)熊谷工業	熊谷 譲	練馬区中村2-27-4	建築	3999-9860	
(株)佐藤工務店	佐藤 慶一	東大和市上北台1-902-188	総合建設	042-564-6204	

新会員紹介

笑いと涙と感動の世界へ！

落語・講談・浪曲

主催：三大話芸杉並協演会

次回 31.2/10 2/17 お気軽にどうぞ！

【お手伝いします】 ・各種懇親会の余興
・総合寄席 落語、講談、浪曲
・講演会

一般社団法人 美輝すこやか協会

代表理事 きた たに たか やす
北 谷 隆 泰

〒166-0004 杉並区阿佐谷南1-42-14-306

tel : 03-5377-7181 fax : 5913-7716

携帯 : 090-7170-1489

<事務局より>

初級簿記講座を開講しました

今年度も8名の受講生を迎え、恒例の初級簿記講座（区立産業商工会館）を6月からお盆までの2ヶ月半、全10回にわたって実施しました。

講師の下田先生によるわかりやすい解説のもとで、受講生みなさんがそれぞれの目標に向かって熱心に学ばれていました。その中から、渡部さんに受講の感想を頂きました。

初級簿記講座を終えて

転職を機に経理の知識を身につけるため、法人会が開催する「初級簿記講座」を受講しました。

これまで経理に関係する仕事の経験もなく、簿記についての基本的な考え方すら知らずにいましたが、1コマ1コマ講座を受講する毎に理解が深まり、「そのまま実務にも活かしていけるな」と感じています。

全10回の講座で簿記3級程度の内容を一通り学ぶことができ、とても得るところがあったと思います。今後も簿記のスキルをさらに深めるよう勉強し、業務に役立てられるよう努力し、次は3級簿記検定へのチャレンジに繋がりたいと思います。

一緒に受講したみなさん、講師の下田先生、ありがとうございました。

(株)三友 渡部 千里



保険を選ぶ前に代理店を選びましょう

地域の方とともに 損害保険会社・生命保険会社からベストアドバイス！

- ☝ 保険で肝心なのは、いざというときのアドバイスと問題解決力
- ☝ 法人向け損害保険 貴社に最適なリスクマネジメント
- ☝ 法人向け生命保険 財務基盤強化策や役員報酬体系の最適なお提案！

お問合せはこちらまで



株式会社 大藪保険コンサルタント
有限会社 やぶライフプランニング

〒167-0032 東京都杉並区天沼3-2-6 トヨタマビル 2F

大藪保険コンサルタント

検索

✉ office@yabuyabu.com

☎ 0120-082-313



厚生委員会

親と子の悠々ホリデー in 長瀨

8月3日（金）、厚生委員会は、「親と子の悠々ホリデー in 長瀨」を実施しました。子供16名を含む47名が参加しました。



最初の行程は、西武鉄道・熊谷駅から、長瀨駅までのSLの旅でした。列車内では、じゃんけん大会で缶バッジがもらえるという趣向もあり、参加した子供たちは、思い思いにSLの旅を楽しんでいました。長瀨駅に到着し、蒸気を吐き続けるSLをバックに、携帯のカメラに、楽しげな笑顔がたくさん収められていきました。さらに、SLとアイスキャンデーのガリガリ君との提携によって、駅では無料でガリガリ君が配られていました。暑い日ざしのなか、子供たちはもとより、大人の



皆さんも、喜んでのどを潤していました。

長瀨で川下りをする予定が、台風の影響で船着き場が損壊したため、行程が変更になり一行は残念な思いで秩父市にある浦山ダムに向かいました。エレベーターでダムの下部まで降り、上から下から、ダムの景観を楽しみました。多くの子供たちは元気いっぱい、ダムの階段を駆け上ったり降りたりしていました。

お昼は、森の中でバーベキューでした。盛りだくさんの食材、ビールで、夏を満喫しました。バーベキューの会場では、魚のつかみ取りの催しがあり、氏橋委員長呼びかけで、急遽子供たちが参加しました。目をキラキラさせながら、夢中になって魚を追う姿を見て、今年の企画は大成功だと思いました。

帰りは、道の駅花園・フォレストで、パン、菓子等たくさんお土産を買い、帰路につきました。

来年も、子供たちの輝いた目が見られるような企画を立てたいと思います。

安心・安全・快適なご旅行は、 東交観光バス株式会社



思い出に残るご旅行をお手伝い致します。目的やご人数などに合ったバスをご用意します。お気軽にご相談下さい。

- ◆ 大型観光サロンバス
- ◆ 中型観光サロンバス
- ◆ 小型バス、マイクロバス



〒166-0003 杉並区高円寺南 3-4-2
新高円寺駅 徒歩 3 分
TEL 03-3313-7115 FAX 03-3313-7109
<http://www.tokokankobus.co.jp/>

視察研修旅行

暑さも少し収まってきた9月11日（火）、厚生委員会主催による『大相撲観戦と食文化視察研修』に42人が参加して両国国技館で行われました。

この9月場所は 鶴竜、白鵬、そして進退をかけての出場となった稀勢の里の3横綱の揃い踏みとなり、一万人を収容できる両国国技館は満員御礼の垂れ幕が下がっていました。

相撲には歴史・文化・神事・競技など様々な側面があり、それぞれ奥深い要素を持っています。江戸時代から続いている勇壮な土俵入り、

きらびやかな化粧回し、そしてテレビでは味わえない臨場感たっぷりの迫力ある取組に一同は大歓声をあげました。そして観戦後は相撲部屋の伝統料理ちゃんこ鍋を食しました。うかがった『ちゃんこ霧島店』では現役時代754勝の記録を持つ陸奥親方（元大関霧島）がご挨拶に来てくださるというサプライズもあり、これまた一同大歓声。

日本の伝統と文化を深く感じる盛りだくさんな実のある研修となりました。



遠藤関



横綱 稀勢の里関



「通電火災」をご存知ですか？

通電火災とは、地震による停電の後、電気が復旧した時に起きる火災のことです。地震保険に入っていないと、地震後10日まで通電火災の補償はありません。

大地震が発生すると、送電線の断絶などが原因で停電が発生することがあります。

その後、数時間から数日後に電気の供給が回復しますが、倒れた電気器具（ヒーター、電気を使用する暖房器具など）や、破損した電気配線に通電した時に火災が発生します。また、ガス漏れのところで通電し、発火する場合があります。これらを「通電火災」と言います。

阪神・淡路大震災では、原因が特定された建物火災の約6割が通電火災によるものでした。

通電火災は家屋の全壊や半壊で住民が避難し、誰もいなくなったところで電気が復旧して起こります。



- 通電火災リスクの予防
 - ・ ヒーターなど電気を使用する暖房器具のそばに燃えるものを絶対置かない
 - ・ 使わない電気器具のコンセントは抜いておく習慣を身につける。
 - ・ 分電盤（ブレーカー）の位置を覚えておく
 - ・ 電気器具を再使用する前に、配線器具やガス漏れの安全確認をする。
 - ・ 感震ブレーカーを取り付ける。（地震の揺れを感知して電気の供給を止める装置）
- 通電火災リスクの移転
 - ・ 家庭用・企業用、共に地震保険に入る。
 - 法人会の地震保険、お問い合わせください！！



〒166-0003 東京都杉並区高円寺南2-34-16
AIG損害保険株式会社代理店
シンクライフ株式会社 担当 大熊
電話 03-3256-1110 FAX 03-3256-1140
URL: <http://www.think-life.co.jp>

部会だより

東法連青連協第4ブロック ゴルフコンペ

青年部会

平成30年9月19日(水)に埼玉県東松山市にある東松山カントリークラブで第4ブロックチャリティーゴルフコンペが開催されました。

第4ブロックは、豊島、新宿、杉並、荻窪、板橋、練馬東、練馬西、中野の8単会で構成され、当会からは正副部会長、及び部会員の12名が参加しました。結果については、残念ながら当会参加者は上位入賞には至りませんでした。



来年は当会が幹事を担う予定ですから、青年部の皆様に奮ってご参加頂けますようお願い致します。

東法連青連協懇親ゴルフコンペ

平成30年10月26日(金)に埼玉県東松山市の高坂カントリークラブで都内全ブロック合同に

よる懇親ゴルフコンペが開催されました。当会からは正副部会長、及び部会員の8名が参加しました。残念ですが、上位入賞には至りませんでした。

来年も開催される予定ですので、青年部の皆様に奮ってご参加頂けますようお願い致します。

第6ブロック・青年部会合同秋期研修会

平成30年11月6日(火)に産業商工会館の会議室で、第6ブロック(和田・堀ノ内)と青年部会との合同による研修会を開催しました。研修内容は、杉並税務署長の白石氏より相続税についてのご講演を頂き、その後、杉並税務署法人課税第一部門上席国税調査官の清水氏を講師に消費税の軽減税率制度についての研修がありました。

第32回 法人会全国青年の集い 岐阜大会

平成30年11月8日、9日に岐阜県岐阜市の長良川国際会議場で「第32回法人会全国青年の集い」が開催されました。



配車実績 東京NO.1

配車センター **03-3361-2111**

スマホで呼ぼう!! 東京無線タクシー!!

無料でアプリをダウンロード!!

『お出かけは まかせて安心 東京無線』



東京無線タクシー

東京無線グループ

高円寺交通(株)

新日本交通(株)



い 岐阜大会」が開催され、当部会より正副部会長、及び部会員の9名が参加しました。8日にはウェルカムパーティー、翌日9日には部会長サミットが開かれました。9日の午後の式典では、加藤大会会長より開会が宣言された後、全国各局連からノミネートされた12単位会による租税教育プレゼンテーションの発表、表彰があり最優秀賞には金沢法人会が受賞されました。

今回、初参加の部会員もありましたが、全国大会の独特の雰囲気を感じたことと思われます。来年の法人会全国青年の集いは大分県で開催される予定です。部会員の皆様の参加をお待ちしています。

東京法人会連合会 山手線一周 税務広報活動(協賛イベント)

平成30年11月13日(火)、新宿駅西口ロータリーで東法連青連協第4・第6ブロックのメンバーとアイドルグループの芝税務署の広報大使「全力少女R」による合同広報活動(法人会、税務関連



のチラシ等を頒布)が実施され、当部会より副部会長2名が参加しました。

来年も同時期に広報活動が実施されると思われますので、部会員の皆様の参加をお待ちしています。

今後の予定

◎ 東法連青連協第4ブロックボーリング大会・懇親会

日時：平成30年11月29日 木曜日

場所：池袋ロサボール(豊島区西池袋1-37-12
ロサ会館6・7階)

時間：18時～

会費：部会負担

◎ 杉並法人会青年部会・荻窪法人会青年部会・東京商工会議所杉並支部青年部合同忘年会

日時：平成30年12月5日 水曜日

場所：アンリ・ファール(杉並区高円寺北
2-1-2 座・高円寺2階)

時間：18時30分～

会費：7,000円

◎ 杉並法人会青年部会 賀詞交歓会

日時：平成31年2月7日 木曜日

場所：マッシモッタヴィオ(杉並区永福4-4-4
永福町ファイブビル)

時間：未定

会費：未定

初秋研修会を開催しました

女性部会

女性部会では10月24日(水)午後5時から、新東京会館で初秋研修会を開催しました。

杉並税務署から出席いただいたのは、白石刀八朗署長、関根吉之副署長、渡邊昌彦第一統括官、清水恭一上席国税調査官の方々でした。一方、当





会からは渡邊会長、笠井専務理事、原田部会長をはじめ35名が出席しました。

研修会では、白石署長による「相続税について」と題した講話があり、その中で話の進行とともに、ポイントが要領よくまとめられたスライドが上映されました。聴衆を引きつけたのは次のようなことでした。

国の予算は97兆7000億円に達し、その内、6割が納税収入で賄われているものの、残りの4割弱は公債金（国債等の国の借金）が充てられています。この金額はおよそ国民1人あたり700万円借金していることになるという内容でした。また、平成28年のケースでは、年間130万人の死亡があり、その内8.1%に相続税の申告がされているとのことでした。相続とは子供が親の財産を継続し、その額に応じて税金を納付して、孫の世代に大きな負担がかからないようにすることであるとも強調されました。そして講師は健全な納税への協力を要請しました。

渡邊会長からは、「法人会員の増員を目指して、目標達成に努力しましょう」との呼びかけがあり、その後、新会員の紹介が行われて、和やかな中に美味しい料理を頂きながら会員相互の交流・親睦を深めました。

『定例研修会』を開催

源泉部会

源泉部会は、10月11日（木）午後2時から、杉並税務署との共催による「定例研修会」を杉並税務署別館大会議室で開催し、4社から実務担当者を中心に5名が参加しました。研修会では、杉並税務署副署長・関根吉之氏および花形部会長から挨拶を頂いた後、担当調査官より「クイズで学ぶ源泉所得税」と題し、源泉徴収実務にかかわる注意点など、詳しく丁寧に解説して頂きました。

『年末調整のしかた』等説明会を開催

杉並税務署との共催による「定例研修会」を、11月5日（月）午後2時から杉並税務署別館大会議室で開催し、18社31名が参加しました。関根吉之杉並税務署副署長および花形部会長から挨拶を頂いた後、年末調整、法定調書、軽減税率、特別徴収など広範囲にわたって、それぞれの担当者から丁寧に解説して頂きました。

『管外研修会』を開催

11月12日（月）午後4時から部会員他6名が参加して恒例の管外研修会を箱根仙石原温泉「ホテル箱根パウエル」研修室で開催しました。会議では当会役員の株式会社コムウェル・濱悠二様による「終活の準備について」と題して講演をして頂き、一同興味深く拝聴しました。終了後、懇親会が開催され、翌日、参加者一同は友誼団体と合同で親善ゴルフを楽しみました。

第2ブロック研修旅行

晴天に恵まれた10月26日（金）、第2ブロック研修旅行が、14名の参加によって行われました。一行を乗せたバスは高円寺を出発し、茨城県北部を目指して、常磐道を北へ進むと紅葉に染まる山々が視界に入ってきました。

目指すのは久慈郡大子町や常陸太田市などにまたがる奥久慈の竜神大吊橋です。やがて目的地に到着した一行は、半袖でも過ごしやすい、澄んだ大気の中を橋の傍に……。茨城百景の一つになっているこの大吊橋は、湖面からの高さが100メートルもあり、阿武隈高地や八溝山地の山並みが望め、足元に視線を落とすと竜神川の浸食によって形成された深くえぐれた峡谷が飛び込んできます。湖面に向かって橋からダイブするバンジージャンプが有名だそうです、ジャンプ台の近く



から湖面をのぞき込み、足がすくんだ参加者もいたようです。

昼食は那珂湊漁港へ行き、ご当地名物のあんこう鍋を頂き、午後からおさかな市場を見学、新鮮で大きな魚や貝がずらりと並んだ有様に圧倒されました。その後、一行は茨城県特産（国産干し芋の90%を生産する）の干し芋工場を訪ね、お土産など買い物を楽しみました。

また、往復の車中では相続税についての研修があり、参加者は相続に関する体験や考え方について意見を交わしました。心を洗われる風景に触れたり、貴重なことを学ぶ時間を共有したりして第2ブロックの結束を深めると共に、得るところの大きかった旅行となりました。

第4ブロック秋季研修旅行

第4ブロックでは、11月7日（水）甲府市などを目的地とした日帰りバス研修を実施しました。他の地域団体の旅行とも重なったため、参加者は14人となりましたが、和気あいあいと楽しく充実した研修旅行になりました。



一行は車中で楽しく税務研修をし、紅葉に恵まれた昇仙峡や恵林寺などを巡り、また、秋の風物詩“ころ柿”に舌鼓。昼食は甲府富士屋ホテルでのランチバイキングを頂きました。

税と密接に関連する貨幣の歴史を学ぶために一行が訪れたのは“山梨中銀金融資料館”で、今回の研修の目玉ともいうべきものでした。同館は「山梨中銀創立50周年事業」の一環として、1992年（平成4）年に開設。通常の観光ツアーでは訪れる場所ではありませんが、研修の趣旨に鑑みて、特別にプランへ組み込んだわけです。

内容は、山梨銀行の歴史だけでなく、日本で最初の流通貨幣“和同開珎”をはじめ、江戸時代の貨幣のルーツと言われる甲斐の甲州金、わが国初の貯蓄預金、国立銀行紙幣なども実物を交えて学びました。また、本物の千両箱もあり見ごたえのある内容でした。

一般廃棄物収集運搬

産業廃棄物収集運搬

一般貨物自動車運送

ビル清掃管理

ビル設備保守管理

リフォーム業務

お客さまに
快適と感じていただく
環境づくり——。
それが私たちのモットーです。



栄和清運株式会社

本 店

TEL 03-3317-2281 FAX 03-3317-2281

〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内2-11-32

世田谷支店

TEL 03-3302-8887

〒156-0045 東京都世田谷区桜上水2-6-9

株式会社 栄和サービス

TEL 03-3303-5483 FAX 03-3303-3705

〒156-0045 東京都世田谷区桜上水2-6-9 2F

第5ブロック秋季研修会

11月8日（木）、毎年恒例の第5ブロック秋季研修会は44人が参加して行われました。飲料を差し入れてくださった渡邊会長、研修会企画に尽力くださった小宮都議の挨拶とお見送りを受けて参加者を乗せたバスは豊洲市場へ。

秋晴れの首都高速を東進する車内では「例外的に年次休暇の買取りが認められる3つのケース」という元国税査察官の税理士によるビデオ税務研修が行われ、皆熱心に聞き入りました。

フジテレビ本社、ダイバーシティ東京のガンダム、巨大観覧車を横目にバスは豊洲市場に到着。まず、管理施設棟で一般の見学者と区別するためにオレンジとグリーンのビブスを着用した後、参加者は2班に分かれ水産卸売場棟へ向かいます。



パネル展示の説明を受けた後、築地取引史上最大496kgの巨大マグロの模型前で記念写真。残念ながらセリはすでに終了して見学できませんでしたが、市場内には大きな冷凍マグロ1匹（場内の拾得物告知板に記載されていた、11/3拾得済みの大間のマグロ！）が残されていました。床面が緑色に統一されているのは、マグロの鮮度を確認するためなのだとか。屋上緑化広場も見学予定になっていましたが、案内係と警備担当との連絡ミスで屋上に出られず残念。見学コース内に掲げられている旧築地市場の写真の前で一同記念撮影。

その後、変わらぬ賑わいを見せる築地場外市場で見学・買物（隣接する巨大獅子頭の築地・波除神社、築地本願寺に参拝する者も）を楽しんだ後、東武レバレントホテルでランチバイキングに舌鼓をうち、帰途へ。（広報委員（有）アヴィラ 高木功雄）



優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

■ 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。詳細は、主税局HP「＜東京版＞環境減税について」をご覧ください。

問：○中小企業者向け省エネ促進税制について
所管都税事務所の各税目担当班
主税局課税部（法人）03-5388-2963
主税局課税部（個人）03-5388-2969
○地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について
クール・ネット東京 03-5990-5091



主税局HP

＜東京版＞「環境減税について」はこちら

■ 便利な電子申告をご利用ください

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。



＜ eLTAX のご利用時間＞

【各手続きの受付時間】

平日 8時30分～24時（土・日・休日、
年末年始 12/29～1/3 を除く）

＜利用手続についてのお問い合わせ＞

【ホームページ】<http://www.eltax.jp/>



ハイシンコク

【ヘルプデスク】0570-081459（左記電話に
つながらない場合：03-5500-7010）
平日9時～17時（土・日・休日、年末
年始 12/29～1/3 を除く）



税理士法人 斎藤会計事務所

私たちはお客様とともに成長しています

- ① 難解な会計・税務をわかりやすく説明します
- ② 会社の会計事務の負担を軽減します
- ③ 決算を組むことがゴールでなく未来についてのお話しをします

これらを実現するために、私たちは下記メニューを用意しております

- 法人設立パック 新規法人設立や医業開業の手順、会計や税務の進め方など、会社が軌道にのるまでしっかりサポートいたします。
- 継続顧問契約 しっかりしたアドバイスを受けたい、業績を伸ばすアドバイスが欲しいなど、専任担当者をお付けしてサポートします。
- 事業計画の策定 会社の目標や売上計画のキャッシュフローを見直し、5か年の中期経営計画を作成します。目標達成へのサポートをします。
- 相続・安心パック 相続税務相談、準確定申告書作成、申告・遺産分割協議書作成、相続税申告書作成等々、相続のことなら全てお任せ下さい。

詳細はWEBページをご確認下さい。インターネットから「斎藤会計事務所」で検索



お気軽にお問い合わせ下さい。
27名の社員が明るくお客様をお迎えします。
職員の全体写真

代表税理士： 斎藤 英一

職員数： 27名

（税理士3名、行政書士1名、医業コン
サルタント2名）

連絡先：

〒163-0001

東京都杉並区阿佐谷北1-3-8

グリーンパークビル2F

FAX 03-5356-7302

WEB サイト <http://s-zj.com/>

E-mail saito@s-zj.com



▲税制改正に対応した書籍など、多数出版しています。

お問い合わせはこちら TEL 03 - 5356 - 7301

『訴訟』に関するハガキが届いたら...

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(や)4235

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年7月19日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関4-1-9
お問合せ窓口 03-
受付時間9:00~19:00

早く電話
しな
きゃ！

電話しちや
ダメ〜！

特定消費料金 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(て)7122

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月3日

地方裁判所管理局
東京都千代田区霞が関1-1-3
お問合せ窓口 03-
受付時間9:00~19:00

守って欲しいこと

- ☒ 相手にしない
- ☒ 決して記載の連絡先には電話しない
- ☒ 警察に連絡する

最近では、「地方裁判所」、「民事訴訟管理センター」
「消費者生活相談センター」を騙るハガキも多く出回っています！

ポイント



裁判所から「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」が送られる場合、「特別送達」で送付されるため、郵便局職員が名宛人に手渡すのが原則です。葉書や封書のように郵便受けに投げ込まれることはありません。

(法務省ホームページより)

杉並・高井戸警察署





防犯アプリ

リニューアル 「Digi Police」



ストップボ君

- ・ 事案発生をタイムリーに情報配信！！
- ・ 実用性と娯楽性を兼ね備えたアプリケーション ※iOS、Android対応（無料）



1. 多言語化に対応します！

日本語の他に英語・中国語・韓国語・フランス語にも対応
(使用している端末の設定言語が自動的に適用されます。)

2. マップ機能が強化！

コンビニ情報が追加されました。

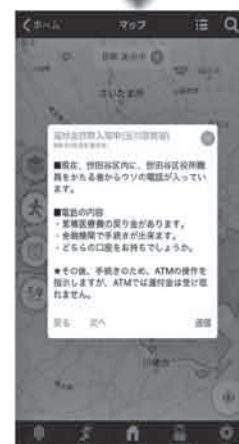


「コンビニ」情報が表示されます

事件情報
(詐欺入電情報)



詳細表示



防犯ブザー 痴漢撃退ブザー



持っていて損はない！

★QRコードを読み取ってダウンロード



<iOS版>



<Android版>



電話に出な
インコ

従来の機能も大好評！

杉並消防署からのお知らせ

北海道地震で家具類の転倒等により死者が発生！

していますか？

地震から命を守る家具転対策

※ 家具転対策とは、家具類の転倒・落下・移動防止対策の略です。

平成30年9月6日3時07分頃、北海道胆振地方を震源とする震度7の地震により、タンスなど家具類の下敷きで死者が発生しました。

また、落下物や割れたガラスなどによるけが人も多数でています。

近年発生した地震でケガをした原因を調べると、約3割から5割の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

家具転対策をしていないと、地震の時に家具類が転倒して、ケガや火災、避難障害など、様々な危険につながる可能性が高くなります。

地震が起きる前にご家庭・職場など再確認し、必要な対策を講じましょう！

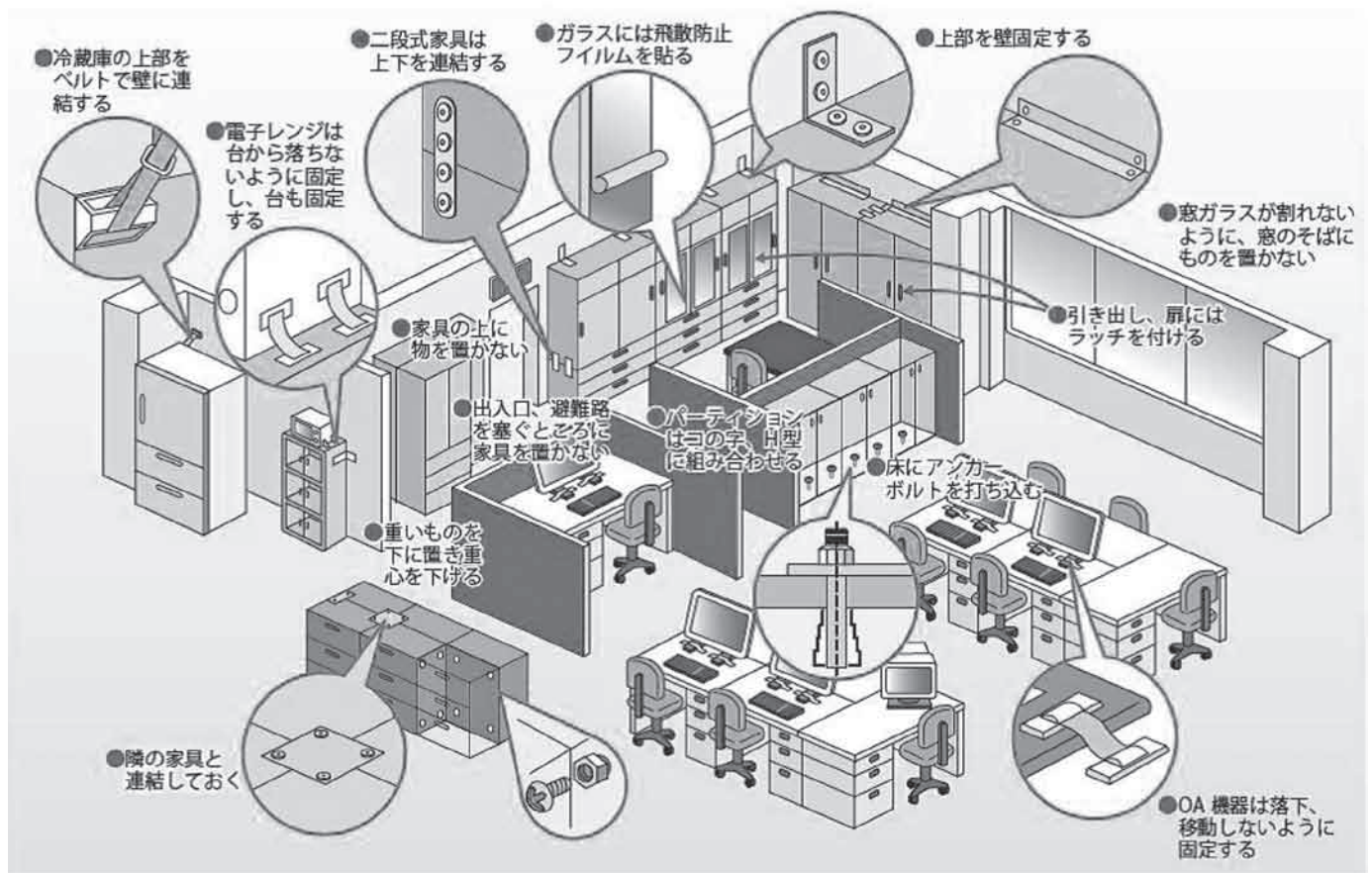


北海道胆振東部地震に見る家具転倒の状況（安平町震度6強）

今すぐ
やろう！



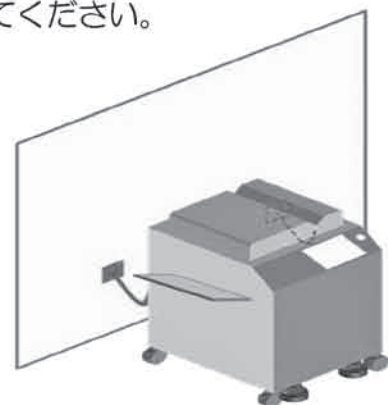
オフィス家具等の転倒防止対策の例



デスクまわりやオフィスの中央には背の高い家具を置かず、家具類はできるだけ人のいる場所と離しましょう。



一般的なコピー機は使用時重量が150kg程度となり、移動すると大変危険です。壁面と連結をする、キャスターをロックするなどしてください。



もっと詳しく知りたい方へ

詳しい実施方法やいろいろな家具や家電の固定方法を知りたい方は、お近くの消防署へお問い合わせください。

または、東京消防庁ホームページ (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>) に掲載されている「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」をご覧ください。

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、 <u>食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）</u> をいい、一定の 一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的 事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年 月 日	摘要		税 区 分	借方 (円)	
11 30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000	
11 30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200	
②	①	③		④	

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事(株)	
〒〇〇〇〇 〇〇〇			平成XX年11月30日	
11月分 131,200円（税込み）				
② 日付	品名	金額	③	
11/1	魚 ※	5,400円		
11/1	牛肉 ※	10,800円		
11/2	バナナ ※	2,200円		
合計		131,200円		
④		10%対象	88,000	
		8%対象	43,200	
※は軽減税率対象品目				

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「▷その他のパナール」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



平成31年からは **e-Tax** で **ラクラク** 申告

(平成31年1月 から “ID・パスワード方式” を導入！)

税務署に行く必要なし！ 郵送不要！
スマホ・パソコンでかんたん送信！

次の2つがあれば、自宅で簡単e-Tax

- ① **ID** (利用者識別番号)
- ② **パスワード** (暗証番号)



- ◆ IDとパスワードは、税務署で発行しています
(ご自宅や勤務先のお近くの税務署にお越しください)
- ◆ 運転免許証などの本人確認書類をお持ちください

※ 給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又は
ふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、
スマホ専用画面をご利用いただけます！

準備が
できたら…

国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」にアクセス

作成コーナー



画面の案内に従って金額等を入力し、
e-Taxで送信して申告完了！

※ マイナンバーカード方式によるe-Taxは、これまでどおり利用できます。
なお、マイナンバーカード方式で送信する場合は、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です。
※ ID・パスワード方式は、平成31年1月以降、確定申告書等作成コーナーで利用できます。
※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

編集後記

大規模自然災害と備え

前回の編集後記をもってお役御免となるつもりでしたが、引き続き仰せつかりましたのでご勘弁を。

2018年は6月に大阪北部地震、7月に平成30年7月豪雨、台風12号、9月には台風21号、平成30年北海道胆振東部地震、台風24号、10月も台風25号と日本列島は立て続けに自然災害が発生し、損害保険会社では未だにその対応に追われています。

北海道に赴任していた保険会社の者ですら、地震は来ないものと高をくくっていたそうで、個人的には弊社名と似た安平町の様子が気掛かりでした。

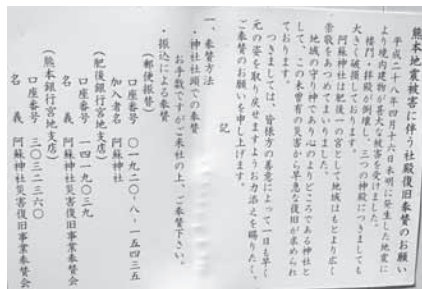
10月、AIG新宿代理店会の一員として平成28年に発生した熊本地震の被災地へ視察復興支援に行ってきました。

天下の名城熊本城も大規模損害を免れませんでした。天守閣は来年のラグビーワールドカップ開催に間に合わせようと懸命の復旧工事の最中でした。肥後一之宮阿蘇神社では、「日本三大楼門」の一つと言われる立派な楼門・拝殿が倒壊し、楼門は基礎が残っているだけでしたが、拝殿は復旧中でした。

地震への備えは自助・共助・公助と言われていますが、まず自助です。「アクション!すぎなみ」11頁の「杉並



消防署の家具転倒対策”は直ぐにも実行可能です。我家では、阪神淡路大震災の直後から実行しています。次



に地震保険です。地震が原因の火災・スプリンクラー作動による水濡れ損害も火災保険では補償されません。今後30年以内の地震の発生確率は「アクション!すぎなみ」32頁に、地震ハザードステーションJ-SHISのデータが記載されています。東日本、九州、北海道はこの杉並区の発生確率よりも全く低く、地震保険料も各段に安かったのです。

その一方で、9月30日から10月1日に関東を通過した台風24号による被害は未だに事故報告を受けている状況です。火災保険では「風災・ひょう災・雪災」補償として対応します。実は実家の屋根が一部飛ばされ損害を受けました。建物数棟所有されているお客様から、屋根・雨樋の損害が報告され、直ぐに事故受付しましたが、ご契約の際保険料の関係でこの特約を外していたことが思い出され、対応できずに残念でした。

現在は10年、20年前とは明らかに気候が変動しています。保険会社は長期のリスクを適正に予測・保有できなくなり、長期の火災保険は10年までとなったのです。最近、火災保険料が来年の6月には5%値上げ予定と発表されました。自宅が高台に有れば浸水被害は起こらないだろうと、「水災」補償を外すことも多いですが、集中ゲリラ豪雨で排水が追いつかず、浸水被害が発生する事態に至っています。

自宅・家族、会社・従業員を守るために、ご加入の火災保険を今一度ご確認願います。

(有)アヴィラ 高木功雄

NEWHEART ニューハート・ワタナベ国際病院

心臓血管外科・循環器内科を中心とした高度専門治療を行っております。

心臓外科

血管外科

消化器外科

一般外科

循環器内科

内分泌外科・呼吸器外科

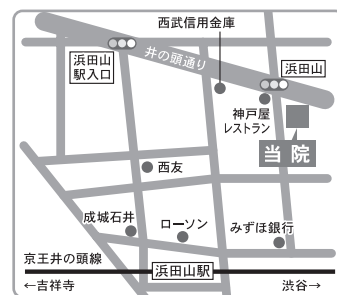
麻酔科

放射線科

■病床数 / 43床 (HCU8床、HCUを除いて全室個室)

■診療受付時間 / 午前10:00 ~ 午後1:00 (受付 午後0:45まで) 午後3:00 ~ 午後6:00 (受付 午後5:45まで)

■休日 / 土曜日午後、日曜日、祝祭日



お電話でのご予約
お問い合わせ

TEL.03-3311-1119

〒168-0065 東京都杉並区浜田山3丁目19-11 FAX.03-3311-3119

南北バスすぎ丸 けやき路線 阿佐ヶ谷駅～浜田山駅
JR阿佐ヶ谷駅→「14.浜田山みどりの里」停留所下車

<https://newheart.jp> ニューハート・ワタナベ | 検索

各種説明会のご案内

◎ 1 月に開催が予定されている説明会

説明会の名称	日 時	場 所	講 師	内 容
決算法人説明会	1月21日(月) 午後2時～4時30分	産業商工会館	税理士 杉並税務署担当官	申告と決算の基礎知識 法人税・源泉所得税の改正点と チェックポイント
法人税申告書 作成講座	1月23日(水)・24日(木) 午後1時～4時30分	法人会事務局	杉並税務署 審理担当官	法人税の基礎と 申告書の書き方 全2回

◎ 2 月に開催が予定されている説明会

説明会の名称	日 時	場 所	講 師	内 容
決算法人説明会	2月4日(月) 午後2時～4時30分	産業商工会館	税理士 杉並税務署担当官	申告と決算の基礎知識 法人税・源泉所得税の改正点と チェックポイント
新設法人説明会	2月6日(水) 午後1時30分～4時30分	産業商工会館	税理士 杉並税務署担当官	会社の誕生と税金について 消費税・法人税・源泉所得税 の基礎知識

◎ 3 月に開催が予定されている説明会

説明会の名称	日 時	場 所	講 師	内 容
決算法人説明会	3月19日(火) 午後2時～4時30分	産業商工会館	税理士 杉並税務署担当官	申告と決算の基礎知識 法人税・源泉所得税の改正点と チェックポイント

TAKAIDO
COOLFLOW



未来へつなぐ 届けるおいしさ



コーポレートサイト



社歌



Instagram

創立60年を機に、社名変更いたしました。

当社は、関東圏内に6センター、2営業所を構える
低温流通食品の取り扱いに特化した総合物流企業でござ
います。

首都圏を網羅するアクセス至便な場所に、24時間、
365日入出庫可能な3温度帯管理の物流センターを構え、
約200台に及ぶ2層式保冷車による配送を行っております。

事業案内

- ▶ 冷蔵・冷凍倉庫での保管・在庫管理サービス
- ▶ 流通加工サービス
- ▶ 輸配送サービス

お問い合わせ先

〒168-0073
東京都杉並区下高井戸5丁目4-45
代表電話 03-3302-0656
FAX 03-3302-7366
<http://www.takaido.co.jp>
e-mail info-t@takaido.co.jp

TAKAIDOクールフロー株式会社



杉並法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

- 全国80万社の仲間は、法人会を通じて新たなビジネスチャンスに挑戦しています！
- 杉並法人会の異業種交流で、さまざまな業種のよき仲間と出会い、あなたの人脈が広がります！
- 社会に貢献する組織であり続けたいと地域に密着した
社会貢献活動を行い会員のCSR活動のお手伝いをしています！
- 杉並法人会では各種研修会、セミナーを通じて、皆様の経営のアシストをしています！
- 企業の健全経営を支える税の知識を税務署、税理士とも協力して幅広くご提供しています！
- 新しい出会い、新しい自分に出会えるビジネスチャンス 杉並法人会は提供します！
- 杉並法人会の魅力は『あなた』です！『わが街・すぎなみ』を盛り上げましょう！



今年もやります！

チャリティーまつり！

TVでもお馴染みの

三遊亭小遊三師匠
出演決定！！



芸能界で卓球好きと言え、らくご卓球クラブの小遊三師匠！



今年はパラリンピック卓球！レアな話も聞けちゃう！？



平成31年2月12日(火) 決定！！

【会場】 座・高円寺（地下2階）

第1部 卓球実演・トーク

第2部 落語会



あの選手もやって来る！

詳細は随時更新！

杉並法人会から最新情報をお知らせいたします。お楽しみに。

協力：株式会社タマス

高円寺演芸まつり実行委員会

後援：杉並区



杉並法人会

